

面接(対面)授業の受講に対して基礎疾患を有する学生等の対応について

2022年度の授業方針では、「新型コロナウイルス感染防止対策をとりながら、各授業科目の位置付け、授業運営形態、履修者数等に応じて、面接(対面)授業と遠隔授業を組み合わせたハイブリット型での授業実施を行う」と決定しています。

これに伴い通学を前提とした面接(対面)授業を実施しますが、留学生で日本への入国ができない学生及び基礎疾患を有する等の理由により、新型コロナウイルス感染症に感染した際に、重症化する可能性が高い学生については遠隔授業等の代替措置を行いますので、下記のとおり手続きを行ってください。

なお、代替措置についてはハイフレックスでの遠隔授業等を予定しておりますが、授業担当者により授業方法が異なるため、希望される授業形態とならないことがあります。また、一部の授業のみ対面で受講することは認めておりませんのでご承知おきください。

記

1. 申請できる対象学生

- 留学生で日本への入国ができない学生
- 基礎疾患(BMI30以上含む)を有していることで、新型コロナウイルス感染症に感染した際に、重症化する可能性が高い学生
- 同居家族に基礎疾患を有する者又は高齢者がいる学生
(高齢者:65歳以上2022年8月31日時点)
- 基礎疾患以外で、新型コロナウイルス感染症に感染した際に、重症化する可能性が高い病気のある学生(要診断書)

※詳細は、別紙「授業配慮申請書(後学期)」及び「Q&A」をご確認ください。

※留学生は「留学生授業配慮申請書(後学期)」をご確認ください。

※2021年度に対象となっていた「通学時間が片道2時間以上」「その他の理由」による申請は、2022年度は対象にはなりませんのでご注意ください。

※2022年度前学期に申請が許可された学生も2022年度後学期も遠隔での授業を希望する場合は、2022年度後学期の申請期間にあらためて申請を行ってください。

2. 申請書類及び提出先

○授業配慮申請書(後学期)【在学生】

本人自筆による署名及び捺印が必要になるため、メールでの受付は行いません。授業の参加にかかわる重要な申請書になりますので、必ず記録の残る方法(簡易書留、特定記録、レターパック等)にて郵送してください。

○診断書【該当者】

申請できる対象学生の項目において、「基礎疾患以外で新型コロナウイルス感染症に感染した際に、重症化する可能性が高い病気のある学生」は、授業配慮申請書(後学期)とともに郵送してください。

※授業配慮申請書(後学期)及び診断書の郵送先

〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1(横浜キャンパスにて受付)

神奈川大学 遠隔授業対策本部 宛

○留学生授業配慮申請書(後学期)【留学生】

※国際センターハメールで提出してください。

kokusai-web@kanagawa-u.ac.jp

3. 受付期間

【在学生】2022年8月1日(月)～8月31日(水)*必着

【留学生】政府の入国制限の状況により随時受け付けます。

*留学生は国際センターハメールで提出してください(個人情報保護の観点からパスワード付き Zip でお送りください)。

4. 申請が許可された学生

申請が許可された学生には、授業担当者宛の文書を JINDAI メールに送ります。なお、履修科目確定後、大学から交付された授業担当者宛の文書を、各授業担当者ハメール添付で提出してください。また必ずメールを授業担当者が確実に受信したことを確認し、授業の受講方法を確認してください。

【本件に関する問い合わせ先】

授業及び基礎疾患の申請内容に関すること

各キャンパス教務課 横浜キャンパス

yokohama-gssk@kanagawa-u.ac.jp

湘南ひらつかキャンパス

kushc-kyoumu@kanagawa-u.ac.jp

みなとみらいキャンパス

kummc-kyoumu@kanagawa-u.ac.jp

健康・病気等に関すること

保健管理センター

kenko-hoken@kanagawa-u.ac.jp

オンデマンド等遠隔授業に関すること

情報システム推進部

<http://mns.kanagawa-u.ac.jp/contact.html>

留学生の申請書類に関すること

国際センター

kokusai-web@kanagawa-u.ac.jp

その他(障がいのある学生含む)及び基礎疾患の申請書類に関すること

教育支援センター・なんでも相談コーナー nandemo-sodan@kanagawa-u.ac.jp

以上